

市川市告示第 234 号

住民基本台帳法（昭和 4 2 年 7 月 2 5 日法律第 8 1 号）第 3 4 条の規定により実態調査を行ったところ、居住の事実が認められず又転居先等不明により住民基本台帳法施行令（昭和 4 2 年政令第 2 9 2 号）第 8 条の規定により、住民票を消除したが、通知を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため、同施行令第 1 2 条第 4 項の規定により、送達に代えて次のとおり公示する。

令和 8 年 8 月 27 日

市川市長 田中 甲

記

- 職権消除者一覧
1. 職権消除者数 1 名
2. 職権消除者及び職権消除日

氏名	住所	生年月日	調査年月日	職権消除日
LI YUK UANG	市川市菅野 5 丁目 1 番 14 号	1943 年 1 月 18 日	令和 8 年 8 月 14 日	令和 8 年 8 月 14 日

市川市告示第 235 号

個人演説会等の使用等について（平成 29 年告示第 213 号）の全部を改正する。

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 119 条第 2 項及び第 121 条の規定による個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催する場合の設備の程度その他施設（設備を含む。）の使用に関する事項及び公職の候補者等が納付すべき費用の額について次のように定める。

令和 8 年 8 月 27 日

市川市長 田中 甲

施設名	施設の面積	設備の程度	使用の際に遵守すべき事項	納付すべき費用の額
市川市勤労福祉センター（大会議室）	326 m ²	折りたたみ椅子 放送装置 ステージ 照明設備	市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和 57 年条例第 12 号）及び市川市勤労福祉センターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 57 年規則第 36 号）の定めるところによる。	市川市使用料条例（平成 11 年条例第 39 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 項第 2 号の定めるところによる。
市川市勤労福祉センター分館（大会議室）	312 m ²	折りたたみ椅子 放送装置 ステージ 照明設備		
市川市市川地域ふれあい館（ふれあい室 1）	40 m ²	折りたたみ椅子 照明設備	市川市地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例（平成 18 年条例第 7 号）及び市川市地域ふれあい館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年規則第 23 号）の定めるところによる。	条例第 2 条第 1 項第 13 号の定めるところによる。
市川市宮田地域ふれあい館（ふれあい室 1）	41 m ²	折りたたみ椅子 照明設備		
市川市平田地域ふれあい館（ふれあい室 1）	36 m ²	折りたたみ椅子 照明設備		
市川市八幡地域ふれあい館（ふれあい室 1）	68 m ²	折りたたみ椅子 照明設備		
市川市本八幡地域ふれあい館（ふれあい室 3）	49 m ²	折りたたみ椅子 照明設備		
市川市鬼越・鬼高地域ふれあい館（ふれあい室 1）	58 m ²	折りたたみ椅子 照明設備		
市川市大野地域ふれあい館（ふれあい室 1）	82 m ²	折りたたみ椅子 照明設備		

市川市奉免地域 ふれあい館（ふれあい室1）	40 m ²	折りたたみ椅子 照明設備		
市川市行徳地域 ふれあい館（ふれあい室）	72 m ²	折りたたみ椅子 照明設備		
市川市湊地域 ふれあい館（ふれあい室1）	58 m ²	折りたたみ椅子 照明設備		
市川市香取地域 ふれあい館（ふれあい室）	73 m ²	折りたたみ椅子 照明設備		
市川市富美浜地域 ふれあい館（ふれあい室1）	93 m ²	折りたたみ椅子 照明設備		
市川市新井地域 ふれあい館（ふれあい室1）	73 m ²	折りたたみ椅子 照明設備		
市川市国府台市民体育館（第1体育館）	1,613.9 m ²	固定席1,068席 放送装置 演壇 照明設備	市川市市民体育館の設置及び管理に関する条例（昭和48年条例第26号）及び市川市市民体育館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成20年規則第21号）の定めるところによる。	条例第2条第1項第6号の定めるところによる。
市川市塩浜市民体育館（第1体育館）	1,668.3 m ²	固定席1,028席 放送装置 演壇 照明設備		
市川市八幡市民交流館（1階多目的室1・2）	79 m ²	折りたたみ椅子 放送装置 照明設備	市川市八幡市民交流館の設置及び管理に関する条例（令和6年条例第28号）及び市川市八幡市民交流館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和6年規則第52号）の定めるところによる。	条例第2条第1項第16号の定めるところによる。